

情報通信審議会 電気通信事業部会（第83回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年11月28日（水）10時00分～10時45分

於、総務省第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、東海 幹夫、長田 三紀、安田 雄典

（以上5名）

第3 出席関係職員

（1）総合通信基盤局

武内 信博（電気通信事業部長）、谷脇 康彦（事業政策課長）、高地 圭輔（事業政策課企画官）、古市 裕久（料金サービス課長）、二宮 清治（料金サービス課企画官）

（2）事務局

渡邊 秀行（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

諮問事項

（1）答申事項

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【平成19年10月16日付け 諮問第1194号】

（2）諮問事項

接続料規制等の一部改正について【諮問第1196号】

開 会

○酒井部会長代理 おはようございます。時間となりましたので、ただいまから第83回情報通信審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、根岸部会長が欠席ですので、私が議事を進めさせていただきます。

本日は、委員7名中5名が出席されております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。本日の議題は、答申事項1件、諮問事項1件でございます。

議 題

答申事項

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

【平成19年10月16日付け 諮問第1194号】

○酒井部会長代理 最初に答申事項より審議を行います。

これは、諮問第1194号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担額の額及び徴収方法の認可、要するにユニバーサルサービス基金に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について審議いたします。

これにつきましては、今年の10月16日開催のこの部会におきまして、総務大臣から諮問されまして、11月15日まで意見募集を行いました。本日は提出された意見を総務省において取りまとめていただきましたので、報告していただき審議したいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○二宮料金サービス課企画官 それでは、お手元の資料83-1に基づきまして、ご説明申し上げたいと思っております。

本件諮問につきましては、本年9月20日の情報通信答申ユニバーサルサービスに係る交付金等算定規則の改正に基づきまして、補てん対象額の算定方式を見直しをさせていただきます。それを踏まえての申請ということでございまして、来年1月から6月までの適用となります、1番号当たりの合算番号単価が6円になるというものでございます。

それでは資料に基づきまして、これに関しますパブリックコメントの意見を取りまとめてございますので、ご説明申し上げます。

資料をおめくりいただきまして、3ページをお開きいただければと思います。今回パブリックコメントにおきましては大きく2つの項目について意見が出ております。1点目が今回の算定方法の見直しについて、もう1つが、次のページでございまして、平成20年に予定している制度の見直しについて、大きく2つでございまして、都合4件意見が出ております。

それでは、意見1でございまして、KDDIさんからの意見でございまして、交付金算定方法が見直され、負担金額等が抑制されることは望ましいというご意見でございまして、これにつきましては賛同する意見として承ります。

意見の2でございまして、NTT東西は、ユニバーサルサービス全体の収支改善のための努力を継続的に行い、その結果を具体的に示していくことが必要であるというご意見でございまして、ソフトバンクさんからのご意見でございまして、これにつきましては、ユニバーサルサービス制度はNTT東西の基礎的電気通信役務収支が赤字であることが前提となるため、NTT東西が同制度の交付金を受けるに際しては一層の経営効率化を行い、赤字の縮小に努めることが求められる。したがって、NTT東西においては、引き続き、ユニバーサルサービスに係る経営効率化に努めていくことが適当であると。なお、平成18年11月21日の情報通信審議会答申において、NTT東西の経営効率化の実施状況等について当審議会への報告を求めているほか、NTT東西に対し基礎的電気通信役務の収支状況等の情報につきまして、一層の開示促進及び利用者への情報提供の徹底を求めているところでございまして、こうした取組が引き続き行われることが適当と考えるというふうに整理をさせていただきます。

1ページおめくりいただきますと、平成20年に予定している制度の見直しについてのご意見でございまして。

意見の3番、KDDIさんからでございまして、NTT東西が真に外部補てんが必要か議論を尽くすことが必要である。また、NTT東西がIP網への移行計画を明らかにし、

議論を行うことが必要である。なお、制度の見直しに当たっては、制度の予見性・透明性を高めるよう配慮することが必要というご意見でございます。これについての考え方でございますが、総務省において現在ユニバーサルサービス制度の将来像について検討が行われているが、平成20年4月を目途に当審議会に諮問するという事としているユニバーサルサービス制度の見直しに当たっては、こうした検討のほか関連する制度との整合性も踏まえつつ、幅広い観点から検討が行われる必要がある。なお、市場環境の変化の著しい電気通信事業分野において、適時適切に制度の見直しを行っていく必要があるが、その際、制度の予見性・透明性を高めるよう配慮することが適当と考えられるというふうにまとめてございます。

最後の意見、意見の4でございます。ソフトバンクさんからのご意見ですが、NTT東西への補てんの必要性を改めて検証することが必要である。また公衆電話のあり方を根本的な部分から検討すべきというご意見でございます。考え方でございますが、総務省において現在ユニバーサルサービス制度の将来像について検討が行われているが、平成20年4月を目途に当審議会に諮問することとしているユニバーサルサービス制度の見直しに当たっては、こうした検討のほか関連する制度との整合性を踏まえつつ、幅広い観点から検討が行われる必要があると。なお、公衆電話につきましては、現時点では他の手段によっては代替できない役割を担っているものと考えますが、そのあり方については戸外における通信手段の多様化及び代替性が十分に見込まれる時期を見きわめながら検討することが適当と考えるというふうにまとめさせていただいております。

ページをお戻りをいただきまして、答申書でございますが、1ページ目でございます。「答申書、平成19年10月16日付け諮問第1194号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する」ということございまして、本件電気通信事業法109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、諮問のとおり認可することが適当と考えられるとしております。なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、今ご説明申し上げました別添のとおりということでございます。

以上が、本件の答申書に関する説明でございますけれども、これの補足の説明といたしまして、先月諮問させていただいた際の議論の中でご指摘をいただいたものについての補足説明を申し上げたいと思います。

先生方、お手元の青いファイルの黄色のシールのついているファイル、「負担金の額

及び徴収方法認可申請添付資料」、こちらをごらんいただければと思いますけれども、そちらの資料の6でございます。前回ご指摘をいただいておりますけれども、電気通信事業者協会の収支予算書について、予算と決算についての相違について説明をするべきだというご指摘を受けておりますので、この場をおかりいたしまして、収支計算書についてご説明申し上げたいと思います。各項目について詳細にというわけにもいきませんので、この場におきましては、予算と決算の差額が10万円を超えるもの、これについてピックアップをしてご説明をさせていただければと思います。

まず、事業活動、支出でございますけれども、事業費支出のうち給料手当の支出がございます。これは決算額が276万8,484円少のうございます。この理由といたしますと、TCAの中の支援業務室の立ち上げが平成18年6月ということでございまして、当初見積もりの4月からの設置が6月になっておりますので、人件費の支出減が発生をいたしております。また、作業の繁忙度合によりまして対応可能とするようなアルバイトの予算につきましても、130万円ほど残余がございますので、これらを合わせまして270万円相当の金額が決算額として少なくなっているということでございます。その下の福利厚生費支出でございますけれども、今申し上げた給料手当支出のベースが減少しておりますので、減少しているところでございます。その下、会議費支出でございますけれども、これは昨年1月28日に事業者説明会を開催いたしておりますけれども、こちらの参加者が100名を超える規模になっておりますので、会場を新たに借りる必要が生じたということで、会場費の支出が増加しているというものでございます。

通信、運搬費の支出につきましては、電話料金、郵便料金、宅配料金等でございます。その下、備品費支出でございますが、これは決算額のほうが140万円ほど超えてございます。この理由といたしますと、支援業務にかかわるコンピューター、こちらを6台ほど購入いたしております。また、スチール製の書庫、これも購入しております。またLAN環境の整備のための費用も計上しております。以上の結果、140万円ほどの決算額が増加をしているというものでございます。

それから、その下、消耗品費の支出でございますけれども、こちらにつきましてはコピーの使用料、これは資料が大部でございますのでかさんでおります。その影響が大きゅうございます。

それから、その下でございますけれども、諸謝金支出につきましては、確認監査、申請書の提出前の確認監査等々、監査が行われております。この費用が見積もり以上に発

生しているということでございます。それから、支払利息の支出でございますけれども、こちらは決算額のほうが少のうございます。これは平成18年9月以降の借入れということになっておりますので、借入期間が当初予測よりも短いということで支出減が発生しております。

それから、その下の周知広報費支出でございますけれども、こちらについては800万円ほど決算額が少のうございます。これにつきましては、コールセンターの契約、並びに新聞広告の契約、いずれも予算の額よりも減っているということでございます。その下、雑支出につきましては印鑑証明書等の費用でございまして、17万円ほど決算が少ないということでございます。

それから、1ページおめくりをいただきますと、投資活動収支の部、投資活動支出、固定資産取得支出のもとで什器備品取得支出。これは当初予算を組んでおりませでしたけれども、決算で318万円ほど計上されてございます。これは負担金・交付金事務管理システムというものを構築をしております、そのソフトウェアの開発費用が発生しているものでございます。このシステムと申しますのは、月ごと、NTT東西ごとの各社の負担金の計算とか、請求とか、こういったものを人の手によらずシステムにて計算をした上で、それを踏まえた請求書の発行、また各事業者の口座とNTT東西TCAの口座の間の資金の移動、こういったものをシステムティックに行って、セキュリティーを確保するものというものでございまして、これによって人的なミスも最小限に抑えられるという効果があるということで、予算には計上しておりませんでしたけれども構築をしたというものでございます。

以上、10万円以上の額ということでご説明をいたしました。

続きまして、資料の補足資料をおあけいただければと思います。こちらでも簡単にご説明を申し上げますが、補足説明資料1ページ目、こちらの資料は、これも前回議論の中でご指摘をいただきましたが、左から2番目、3番目の枠でございまして、平成19年度予算額、平成18年度決算額と記載してございますけれども、これは前回のご説明のときには平成18年度予算額との比較で資料をつくっておりました。ご指摘を踏まえてこれを修正した上で、パブリックコメントの際に添付をしたものでございます。

それから、その次のページ、支援業務に係る入札の状況について簡単にまとめてございます。TCAにおきまして、本年4月1日、実施基準を制定をし、公表いたしております。調達予定価格は100万円を超えるものを対象とし、ホームページや事務室に掲

示をし、入札広告を行う。原則1カ月間公示をすると。さらに入札応募資格も定めた上で、調達予定価格は事前に公表いたしまして、入札価格の一番安い業者を落札業者とする等の規定を制定し、発表したものでございます。これを適用いたしまして、平成19年度、2件入札が行われておりまして、下のとおりでございますが、いずれも応募業者がございまして、落札をいたしております。予定価格よりも低い価格で落札をしているところでございます。

続きまして、その次のページでございますが、ユニバーサルサービス制度に関する主な周知広報の状況でございます。私どもといたしまして、ユニバーサルサービス制度の周知広報を積極的に行っておりまして、説明会の開催、並びにパンフレットの作成・配布、新聞広告へも掲載を考えております。その他各種広報誌やポータルサイトの充実、こういったことをやらせていただいております。

その次のページでございますけれども、平成19年度のユニバーサルサービスの地方の説明会ということで、総務省のほうで11地域におきまして総合通信局ごとに説明会を開催をいたしております。これにつきましては、各総合通信局の局長の定例会見等でもメンションした上で報道発表しているというものでございます。

以上、説明でございました。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございました。

それでは、ご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

どうぞ。

○東海委員　　このユニバーサルサービスの問題については、もう既に制度の構築に関わって、いろいろこの事業部会でも、あるいはその他の委員会でも審議が尽くされてきたので、本日の計算・算定の問題については特に何か問題があるというようなことではございませんけれども、ご意見にありますように、また、我々の事業部会でももう既にNGNなどについての議論が始まっているということを考えますと、PSTNからNGNへのマイグレーションといった問題にもかかわって、新たなユニバーサルサービス像というものを、もう少し深掘りしていかなければならないというような事態を痛感をしつつあるわけでございます。

そういう意味では、ユニバーサルサービス制度の見直しに関する将来像の検討会があって、その報告書がほぼもうまとまりかけておられるという話は伺っておりますけれども、その段階をもっと少し深く、先を斟酌して議論をしなければならない時期に、さら

に入ってきたのかなという気もしないではないわけで、そういう意味では事業者の方のおっしゃるように、今後の制度については思い切った形でこの問題に対処するという必要性があるのではないかなというのが1つの意見でございます。

それから、その中で公衆電話についてもご意見が出ております。これは前から私も発言もしてまいりましたように、公衆電話のあり方については相当もう社会の対応それ自体も変わってきたので、早急にこれもいろいろデータを収集して、分析して、何らかの方向づけに関して議論を深めていかなければならないのではないかなという気がしているところでございます。

全般的にこのユニバーサルサービスの問題というのが、本日のことにはかかわりを持ちませんけれども、直接的な問題ではありませんけれども、先に向かってさらに新しい展開をしていくべきかということをお願いしたいと思います。

それから少し細かいことを、補足でご説明いただいたことでしたけれども、この支援機関の収支、1つつまらないことを申し上げますけれども、収支計算書等報告書を書かれるときは、まず期間を必ず記入しなければならないというのは会計の常識でして、何月何日から何月何日ということが書かれていないのが少し見づらかったということがございますけれども、そういうことはこれから改善していただくことといたしまして、これ、支援機関の収支というのは大きな元々のどこか、たしか協会か何か法人か何かがあって、この支援機関としての何か会計の切り出しをしていると、こういう理解でしたでしょうか。

○二宮料金サービス課企画官 はい。そのとおりでございます。基礎的電気通信役務支援機関業務特別会計というものを設けた上で会計をいたしてございます。

○東海委員 わかりました。そうすると、それは大もとのほうは社団法人か何かでしたでしょうか。

○二宮料金サービス課企画官 はい。社団法人でございます。

○東海委員 社団法人に対する会計基準に基づいて会計がなされているという理解でよろしいでしょうか。

○二宮料金サービス課企画官 はい。そういう理解で結構です。

○東海委員 そのとき、支援機関の部分だけ切り出すということになりますと、場合によってはその社団法人の全体のコストの中から支援機関に切り出すという、その費用があるかもしれないと、それは今ご説明がなかったように思いますけれども、そのような

ものがあるというふうにも考えてよろしいでしょうか。

○二宮料金サービス課企画官 おっしゃるとおりです。

○東海委員 その点については、もしあるとすれば、細かい話になるかもしれませんが、やはりどういった基準で配賦がなされるかということについてもチェックがされるべきかなというふうに思っておりますけれども、その点は現在では特にそのような体制は整えておられないと理解してよろしいでしょうか。

○二宮料金サービス課企画官 ご指摘の費用につきましては、例えば人件費におきまして、専担の職員でない共通部門の職員の費用、これについてはその業務の負荷に応じまして適正な配賦基準を設けて配賦をしているというふうに考えております。

○東海委員 それは優等生のお答えなんですが、適正な配賦基準というのが一つあるわけではありませんが、非常に難しい問題ですから、まさに細かい話ですけれども、それは何か納得できる形のものが提示され、これは内部的な問題であれば委員限りでも結構でございますけれども、それを開示される必要があるなという気はいたしております。それは今回のことの補足説明でございますので、今後の何か展開の中でルール化をしていくということをお考えいただければ結構だと思っております。

以上でございます。

○酒井部会長代理 ありがとうございます。

何か補足はありますか。よろしいですか。

○二宮料金サービス課企画官 今ご指摘いただいた件でございますけれども、今後、そういう適正な配賦について私どもとしてチェックをしてまいりたいというふうに思っております。

その関連で、今申し上げた人件費についてでございますけれども、給与の担当業務量に応じた配賦を行っております、具体的に簡単にこの場で申し上げますと、専務理事につきましては5%、総務部長につきましては15%、広報担当課長につきましては15%、総務経理担当職員については25%、こういった担当業務量に応じた配賦を行っております、これは私どもとしては適正な配賦だろうと思っております。そのほか、事務室の借料、光熱・水道、その他公認会計士等の費用等ございまして、これについても同様の配賦が行われてございます。引き続きこういったことも含めて適正な会計をチェックしてまいりたいというふうに考えております。

○酒井部会長代理 今の点は全然私は素人なんですけれども、例えばこのところで給

料手当支出というのが事業費と管理費に両方入っていますけれども、要するに1人の方がやった業務のうち何%がこちらで何%がこちらでということ、管理業務、事業業務というふうに分けていると考えればよろしいわけですね。

○二宮料金サービス課企画官 その点につきましては、管理部門の給与が管理費支出、すなわち専担でない方々の費用が管理部門の費用になるということでございます。専担の方々が事業の活動支出になります。

○酒井部会長代理 わかりました。それからもう1つ、ユニバーサルサービスの将来像については、正式にこの審議会で議論が始まるのは来年4月からということではよろしいのでしょうか。

○二宮料金サービス課企画官 はい。4月を目途にやらせていただきたいと思います。

○酒井部会長代理 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○長田委員 毎回同じことを言うようで大変恐縮ですが、やはり広報に関しましてはもう少し何か。もし来年の4月くらいからここで議論が始まるのだとすると、もう少しユニバーサルサービス制度に対する国民の認知度を高めて議論に参加していただけるような土壌をつくっておかないと、将来というか、通信の世界がどういうふうに変わっていくのかという認識もまだ持てない状況の中で、どういう制度が自分たちの将来にふさわしいかという選択をなかなか国民ができないのではないかと思いますので、まず1つの条件として、この広報に、もう少しきちんと伝わる広報に具体的な努力を重ねていただきたいと思います。

今回の広報を見ていまして、説明会とチラシを都道府県を通して配布した、あとは新聞広告とか何とかというような形で、一応やりましたというだけで、それがどのくらい伝わっているのかというところの評価をきちんとしながら、次年度の広報には生かしていただくというふうにしていただかないと、幾ら何か説明会をやっても、一部の人にしかそこは伝わらないということになってしまっただけというふうに思います。

○酒井部会長代理 何かございますか。よろしいですか。はい。

○高橋委員 私も広報につきましては、もう少し工夫をしていただくことが必要だと思います。ホームページも拝見しているんですけども、とにかく支援機構そのものが認知度が低いわけですから、ここをいかにお金をかけて充実しても、なかなかアクセスされないと思います。これを見ますと、かなり電話でのアクセスがあるということなんですけれども、まず支援機構を知っていただき、ホームページをごらんいただいて、制度

をきちんとわかってもらうための努力というのはもっと必要ではないかというふうに思います。以前も申し上げたと思いますけれども、地方展開もいいんですけれども、地方新聞へのブリーフィングとか、やはりお金をかける広告ではなくて、みんなに関心を持って報道してもらえるような体制をぜひ組んでいただきたいと思います。

それからもう1点は、審議会からのお答えという形になっております、この別添のパブリックコメントに対する回答については、特に4ページ目のところでKDD Iさんとソフトバンクグループからのご意見に対して、右側の答えは、何も言っていないに等しい。そのとおりですということ非常に長い文章で言うておられるように思うんです。例えば、予見性・透明性を高めるように十分配慮することが必要だという意見をいただいたら、それが必要だと単に認めるだけではなくて、もう少し審議会としての方向性を、今東海先生がお話しいただいたようなことを盛り込むべきというふうに思っております。公衆電話のあり方についても、私は東海先生のご意見に非常に賛成ですけれども、そういう内容が何も盛り込まれないで、何か右に単になぞるように書いてあるというのは、こういう形式のものとしていかなものかというふうに思います。今後パブリックコメントに対する回答の仕方もきちんとしていくべきではないかというふうに思います。

以上です。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございます。確かにそうですね。

公衆電話については、ユニバーサル制度そのものは来年4月を目途にと明確になっているんですけれども、公衆電話の場合はこのところで時期を見きわめながらという形になっていますけれども、当面何か公衆電話について見直しをかけるとか、考え方を整理するという場合は、今計画はされていないのでしょうか。

○二宮料金サービス課企画官　　来年4月に審議会に諮問させていただく際には、今の現状のユニバーサルサービス制度がPSTNからIPへの流れの中でどういう見直しをしていかなければならないのかといった形で、特に限定をかけることなく、ご検討をお願いすることになると思いますので、その意味では当然公衆電話も排除されるものではございません。したがって、先ほど先生方からご指摘がございました公衆電話の実態の分析等、こういったものは踏まえた上で、そのあり方について全体の中で検討していくということになるんだろうと思います。

○酒井部会長代理　　わかりました。そういう意味では、ユニバーサルサービス制度の見直しの中に、主はNGNとか、IP系のほうが多いでしょうけれども、あるいは携帯関

係が入るかもしれませんが、公衆電話については賛否両論というか、使わない人は全然使わないし、使う人は非常にそれを頼っている方もいらっしゃるので、割と難しい問題だと思えますけれども、少なくとも考え方は議論はしなければいけないんだと思えます。

ほか、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、諮問第1194号につきましては、お手元の答申案どおり答申したいと思えますが、よろしいでしょうか。

それでは、案のとおり答申することといたします。

諮問事項

接続料規則等の一部改正について【諮問第1196号】

○酒井部会長代理　　続きまして、諮問事項に移ります。

諮問第1196号、「接続料規則等の一部改正について」、これにつきまして総務省のほうから説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課企画官　　それでは、お手元の資料83-2に基づきましてご説明申し上げます。

1ページおめくりをいただければと思います。接続料規則等の一部改正について、改正の背景を記載させていただいております。まず現状でございますけれども、NTT東西が設置する第一種電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料につきましては、平成17年度から19年度までの3年間で適用期間といたしまして、現行の長期増分費用（LRIC）の方式で計算、算定をされているところでございます。

また、現行の接続料算定におきましては、平成16年10月19日付の情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」に基づきまして、平成17年度からの5年間でNTSコストを段階的に接続料原価から控除しているというところでございます。平成16年答申におきましては、「新モデル適用期間後、新たに接続料の算定方法が検討される場合には、必要に応じてNTSコストの扱いについて改めて検討することが適当」という考え方が示されておりました。

これらを受けまして、LRIC方式（第4次モデル）によりまして算定される平成20年度以降の接続料算定に関し、本年4月19日「平成20年度以降の接続料算定の在

り方について」に関しまして本審議会に諮問をし、9月20日にご答申を頂戴したところでございます。

今回の接続料規則等の一部改正におきましては、この答申等を踏まえまして、平成20年度以降の接続料の算定方法等について、以下の事項を措置するための所要の規定整備を行うこととするというものでございます。

以下5点ございます。大きなまとまりでいきますと2つでございますが、接続料規則、別表の改正になりますが、①「接続料設定に用いる入力値の扱い」。ここで書いてございますかぎ括弧は、上にごございます答申の章立てに記載しているものでございます。したがって、これはこの答申関連のものでございます。LRIC方式による平成20年度の接続料算定に用いる各入力値の更新というものでございます。

それから、2点目以降が接続料規則の一部を改正する省令の一部改正、附則の改正でございますが、まず「NTSコストの扱い」。NTSコストのうち、き線点RT-GC間の伝送路費用の接続料原価への段階的算入についてでございます。

3点目、「接続料設定に用いる通信量の扱い」、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化するという従来の方法を継続的に採用するというものでございます。

4点目、「接続料における東西格差」、これにつきましては、東西均一接続料を担保するための措置が講じられております。

それから5番目、これは上の答申とは直接関連いたしません、PHS基地局回線機能の接続料原価に対するNTSコストの加算でございます。

以下2ページ目以降、資料に基づきましてご説明申し上げたいと思いますが、1番目、接続料規則の一部改正ということで、入力値の更新でございます。これは本年9月20日の答申を踏まえまして、平成20年度の接続料算定に用いる各入力値をLRIC研究会において了承された値に更新するための別表の整備ということでございます。具体的な数値につきましては細かいこととなりますし、また、分量も大部でございますので、詳細は省略させていただきますけれども、数値の算定方法についてだけ簡単にご説明申し上げたいと思いますので、まず6ページをごらんいただければと思います。

具体的に変更いたしますのは、別表第2の2でございます。設備のスペック、例えばメタルケーブルの対数とか直径、これらにつきましては各事業者からの提案に基づきまして修正をするものでございますけれども、LRIC研究会の開催に先立ちまして行われた入力値の募集において特段のスペックの提案等がございませんでした。したがって

して変更してございません。

続きまして、9ページまでお飛びいただければと思います。真ん中あたりでございますが、公共的地下設備、具体的には自治体管路、電線、共同溝、情報ボックス、これらにつきましても各事業者からの提案値を合算して算定するものでございます。具体的なご提案がございましたので、各事業者の利用実績や将来の利用予測を踏まえまして、それらを合算する形で算定をいたしております。

ちょっと飛んで恐縮でございますが、19ページまでお飛びいただければと思います。一番下のところから4項目目でございますが、監視設備、機械及び装置、次のページの車両等の共通設備の投資額の比率につきましては、事業者の会計報告をもとに算定をしたものでございます。

20ページでございますけれども、別表第4の3でございます。こちら、施設保全費につきましては、事業者の実績に基づきまして、フォワードルッキング性を考慮して算定をいたしております。加入交換機につきましては、今回より交換機設備の維持延命コストを反映するというご答申いただいておりますので、これを計算いたしますと、効率化が進んでおりますので総額自体は減少しております。同様に21ページでございますけれども、真ん中あたりからメタルケーブル、さらにはその次のページ、光ケーブルがございまして、同様に減少傾向にございます。

それから25ページでございますけれども、ページの真ん中下あたりでございますが、道路占用料につきまして事業者の会計報告をもとに算定をしているものでございます。

それから、その次のページ、26ページでございます。経済的耐用年数ですが、これは第4次モデルの見直しにおきまして交換機ソフトウェアについて、この表でいきますと下から2番目でございますが、交換機ソフトウェアにつきましては従来法定耐用年数が適用されておりましたけれども、交換機自体に経済的耐用年数が適用されているということ踏まえまして、交換機ソフトウェアも経済的耐用年数を適用するという事としたものでございます。

それからその上でございますが、交換機、き線点遠隔収容装置、メタルケーブル、管路、以上につきましては新規投資抑制を考慮した経済的耐用年数の補正方法を使った推計を行っております。これらにつきましては、直近の投資実績や撤去実績をもとに算定をしているところでございます。それから、光ケーブルにつきましては第4次モデルの際算定いたしました経済的耐用年数を使っております。

以上が接続料規則の一部を改正する省令のご説明でございます。

また、資料2ページにお戻りをいただければと思います。これからが接続料規則の一部を改正する省令の一部改正でございます。1点目が、NTSコストのうちの、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への段階的算入でございます。附則の第8項及び第9項の関連でございます。これにつきましては、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定におきまして、利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度からの当分の間の措置といたしまして、回線当たり費用が「全国平均+標準偏差の2倍」を超える額に補てん対象を変更するというに伴いまして、NTSコストのうち高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めるき線点RT-GC間伝送路費用相当額が実質的には補てんされないということになります。この結果、NTT東西のみが、き線点RT-GC間伝送路費用を負担することとなりますので、答申を踏まえまして、NTT東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を従量制接続料の原価の一部に算入するというものとするものでございます。

具体的には、接続料原価に算入するき線点RT-GC間の伝送路費用につきまして、実態に即した必要最小限のものに限定するということから、LRICモデルで算定された収容局別の当該伝送路費用のうち、実際のネットワークにおいてRT設置局である局舎の当該伝送路費用に限定するというふうにしているものでございます。また、激変緩和措置といたしまして、これまで毎年度20%ずつ段階的に接続料原価からNTSコストを控除してきておりますので、これを踏まえまして、き線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への算入も、平成20年度以降、毎年度20%ずつ段階的に算入をするということとしているものでございます。その次のページ、3ページでございますが、なお、き線点RT-GC間伝送路費用以外のその他のNTSコストにつきましては、従来の扱いを変えてございません。

その下、黄色の四角括弧右が答申の抜粋部分でございます。その下でございます。

(2) 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量の継続採用ということで、附則第14項関係でございます。これは今申し上げたとおり継続的な採用ということで措置をしているものでございます。

その次のページでございます。東西均一接続料に関するものでございます。答申を踏まえまして、LRIC方式によって算定される接続料算定について、第4次モデルの適用期間中はこれまでと同様、東西均一接続料が設定されることを確保するために、平成

20年度から22年度までの間、NTT東西の接続料原価及び通信量等を合算して接続料を算定するというものとしているものでございます。

(4)でございます。PHS基地局回線機能の接続料原価に対するNTSコストの加算でございます。附則第12項及び第13項の関連でございます。これにつきましては経緯がございまして、PHS基地局回線機能の接続料につきましては、基本料同様、加入者回線等に係る費用を原価として算定されておりますことから、本来NTSコストのうちPHS基地局回線機能に係るものについては当該機能の接続料原価に加算されるべきものでございます。しかしながら、平成16年の情報通信審議会の答申におきまして、PHS事業者の支払う基地局回線の接続料の費用構造に大きな影響を与えることになるため、PHS事業者が加入者ポート等に相当する設備(OCU)については、平成16年度から既に個別負担していることを考慮いたしまして、PHS基地局回線に関しては初めの数年間は追加的なNTSコストが算入されないよう配慮がなされるべきというふうに整理をされているところでございます。

これを受けまして、平成17年、18年度につきましては、PHS基地局回線機能の接続料原価にNTSコストを加算をしておりましたが、平成19年度からはNTSコストを段階的に加算するというにいたしましたものでございます。これはPHS基地局回線機能の接続料原価には現行の接続料算定方式の導入時、平成17年度から加入者ポートに相当する設備(OCU)の費用が加算をされていたと考えることができることを踏まえてのものでございまして、以下の場合、1)、2)の場合における平成17年度以降の各年度のNTSコスト相当額の負担の総額を比較いたしますと、両者はおおむね等しくなることを理由とするものでございます。その下に表がございまして、緑の点線が1)、赤の実線が2)の部分でございまして、激変緩和措置によりまして現状においては赤の実線のような取り扱いをいたしてございます。これと、仮にそういう取り扱いをしないで当初から5分の1ずつつけ加えた場合を想定したものが緑の点線でございます。これのそれぞれの負担の総額がほぼ等しくなるだろうという考え方のもとに激変緩和措置を講じているものでございます。

エのところでございますが、ただし、平成19年度における加算措置につきましては接続料規則の規定によらない算定方法といたしまして、同規則第3条ただし書の特別許可、総務大臣の許可を求める申請が行われておりますので、本年3月30日の情報通信審議会の答申を踏まえまして、許可を受けて行われたものでございます。

これを今般接続料規則の中に取り込む理由でございますが、②でございます。PHS 基地局回線機能の接続料原価へのNTSコストの加算措置につきましては、平成20年度から接続料規則に所要の規定を整備することといたしますが、これは当該措置に係る透明性の確保、個別の許可ではなくあらかじめわかる規則ということで、透明性の確保を図るとともに、加入者交換機能・公衆電話機能の接続料原価へのNTSコストの加算措置がこの規則に規定されていることとの平仄をとるためのものがございます。

以上、接続料規則等の一部改正についてのご説明でございました。

○酒井部会長代理　　どうもありがとうございました。

それでは、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

ユニバーサルサービス基金の計算法とある意味では関係しているところではございませんけれども。何かございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、「接続に関する事項」ですので、「接続委員会」において調査検討していただき、その結果を報告いただいた上で、また部会で審議及び答申の議決をすると、そういった形になると思います。

閉　　会

○酒井部会長代理　　以上で、本日の審議は全部終了いたしました。何かほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

事務局のほう、何か。

○事務局　　ございません。

○酒井部会長代理　　それでは、これで本日の議論を終了いたします。次回は12月18日に開催する予定ですので、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。